

第6期(平成27年～29年度)の所得段階区分と保険料＜65歳以上の方＞

これまで6段階に区分して保険料を決定していましたが、第6期からは9段階に細分化し、低所得者層の負担軽減を図ります。

なお、試算では67％（約9,000人）の方が、これまでの保険料よりも下がっています。

段階	段階区分の要件	介護保険料	昨年度(第5期)までの段階区分	第5期保険料との比較(年額)
1 段階	○生活保護を受けている方 ○世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ○世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方	基準額 保険料率 5,800円 × 0.45 保険料(月額) 2,610円 保険料(年額) 31,320円	1 段階	△2,148円
			2 段階	
2 段階	○世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円超120万円以下の方	5,800円 × 0.70 保険料(月額) 4,060円 保険料(年額) 48,720円	3 段階	△1,476円
3 段階	○世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得額の合計が120万円超の方	5,800円 × 0.72 保険料(月額) 4,176円 保険料(年額) 50,112円		△84円
4 段階	○本人は市民税非課税だが、世帯内に市民税課税者がいる方で、本人の課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方	5,800円 × 0.90 保険料(月額) 5,220円 保険料(年額) 62,640円	4 段階	△4,284円
5 段階	○本人は市民税非課税だが、世帯内に市民税課税者がいる方で、本人の課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円超の方	5,800円 × 1.00 保険料(月額) 5,800円 保険料(年額) 69,600円		2,676円
6 段階	○本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の方	5,800円 × 1.20 保険料(月額) 6,960円 保険料(年額) 83,520円	5 段階	△144円
7 段階	○本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	5,800円 × 1.30 保険料(月額) 7,540円 保険料(年額) 90,480円		6,816円
8 段階	○本人が市民税課税者で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	5,800円 × 1.50 保険料(月額) 8,700円 保険料(年額) 104,400円	6 段階	4,008円
9 段階	○本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が290万円以上の方	5,800円 × 1.70 保険料(月額) 9,860円 保険料(年額) 118,320円		17,928円

北秋田市高齢者福祉計画
第6期介護保険事業計画 がスタート！

介護保険制度は平成12年に始まり、3年に1回の見直しが行われます。

今年4月からは、介護保険料の変更や事業所の追加整備を盛り込んだ第6期の計画が始まりました。市民の皆さんのご理解をお願いします。

《お問い合わせ》 高齢福祉課介護保険係 ☎62-1112

第6期介護給付費(3年間)の見込額は160億円

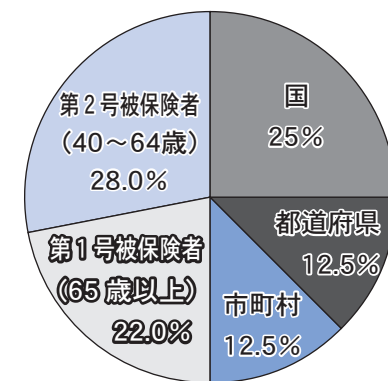
第6期(平成27～29年度)介護給付費等の見込額は、第5期(平成24～26年度)の実績を基に、北秋田市の高齢者人口の推移、認定者数やサービス利用者数・利用料の推計をしたもの(自然増分)、施設の整備によって利用増が見込まれるもの(施設増分)を予測して試算しており、その額は約160億円になっています。



介護保険料の算出方法

介護保険は、皆さんからいただく「介護保険料」を財源としており、その介護保険料は3年間の介護給付費等の見込額と介護保険制度で定められた負担割合(表1)によって算出しています。

第1号被保険者の負担割合は、制度の改正により平成27年度からは21%から22%になっており、負担割合の変更やサービス量の増加により、第6期(平成27～29年度)では、その分第1号被保険者の保険料が高くなりますが、できるだけ低く抑えるため、軽減策を盛り込んでいます。



【表1：介護保険料負担割合】

基金から約3億7千万円を保険料に繰り入れ負担を軽減

市ではこれまでの事業の余剰金を介護保険財政調整基金に積み立てしており、平成27年3月末での積み立て額は、約4億9千万円を見込んでいます。第6期計画では、このうちの約3億7千万円を繰り入れして保険料月額基準額の上昇を抑えるほか、所得段階区分を9段階に変更し、第2段階と第3段階の割合を国基準より更に引き下げ、低所得者層の保険料軽減を図ります。

その他の制度改正による変更点

☆サービス利用料が変更になります

介護報酬改定に伴い一部のサービス利用料が変更となります。詳しくは、利用されているサービス事業所にお問い合わせください。

☆4月より居住費の自己負担額が一部変更となります

○変更点(第2段階・第3段階のみ)

多床室：320円 → 370円

対象となる方には新しい負担限度額認定証を送付します。

サービス事業所の整備方針

第6期計画では、特別養護老人ホームを新たに95床(新規60床、転換35床)増やすほか、グループホームを2ユニット(定員18人)、通所リハビリの定員を20人増やし、待機者の解消を図ります。

保険料等の改正についての説明会

保険料等の改正について、各団体や自治会などから要望があれば説明に伺いますので、お気軽にお申し込みください。

《申込先》
高齢福祉課介護保険係
☎62-1112

